光陽クリーンセンター(仮称)

運転管理業務委託

公募型プロポーザル

要　求　水　準　書

平成 24 年 4 月

相馬方部衛生組合

目　　次

第 1 章　総　則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第 1 節　委託概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
第 2 節　一般事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
第 3 節　公害防止関係　・・・・・・・・・・・・・・・・・9
第 4 節　その他運営管理条件　・・・・・・・・・・・・・・12
第 2 章　営繕・維持管理体制　・・・・・・・・・・・・・・13
第 1 節　組織計画　・・・・・・・・・・・・・・・・・・13
第 2 節　労働安全衛生体制　・・・・・・・・・・・・・・14
第 3 節　施設管理体制　・・・・・・・・・・・・・・・・16
第 4 節　市民・見学者対応への協力　・・・・・・・・・・16
第 5 節　帳簿・書類等の管理　・・・・・・・・・・・・・17
第 6 節　その他事項　・・・・・・・・・・・・・・・・・17
第 3 章　運転管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・17
第 4 章　維持管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・19
第 5 章　初期トラブル及び故障時対応業務・・・・・・・・21
第 6 章　防災管理業務　・・・・・・・・・・・・・・・・21

第１章　総　則

光陽クリーンセンター(仮称)運転管理業務委託公募型プロポーザル要求水準書（以下「要求水準書」という。）は相馬方部衛生組合（以下「組合」という。）が本委託を実施する受託者に対する要求水準を示し、応募者の提案に際しての指針となるものである。

要求水準書に記載された事項は、本委託における基本的な事項を定めたものであり、これを上回って運転管理することを妨げるものではない。

また要求水準書に記載されていない事項であっても、ごみ焼却場の運転・管理にために受託者が必要と判断し、提案した事項については全て受託者の責任において実施するものとする。

第１節　委託概要

1．目　的

本委託は光陽クリーンセンター(仮称)（以下「本施設」という。）におけるごみ焼却施設の運転管理に関するもので、受託者は自己の従業員及び組合の了承を得た一部下請業者をもってこの職務に当り、中間処理施設として円滑な業務を行うことを目的とする。

2．履行期間

平成 24 年 12 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日(16 ヶ月)

3．移行準備期間

契約日～平成 24 年 11 月 30 日

4．履行場所

相馬市光陽三丁目 2 番地内

5．焼却炉運転日及び運転時間

原則として、毎日 24 時間運転とする。

なお、点検及び工事に伴う休炉については組合の指示する日とする。

6．ごみの受入れ

（1）ごみの受入れ日は、相馬市、新地町ごみ収集カレンダーに指定の日、及び組合が特別に指示する日とし、原則として月曜日から金曜日とする。

(2) 受入れ時間帯は、午前 8 時から午後 4 時までとする。

7. 本施設の概要

本施設は、組合を構成する自治体（相馬市及び新地町）から発生するごみを焼却処理する施設である。

(1) 施設名

光陽クリーンセンター(仮称)

(2) 供用開始予定日

平成２４年１２月１日

(3) 施設規模

21.5t/24h×2 系列　　計 43t/日

全連続燃焼式(ストーカ炉)稼働時間　1 日当たり 24 時間連続運転

(4) 施設場所

福島県相馬市光陽三丁目２番地内

(5) 敷地面積

約 1.3　ha

(6) 立地条件

1) 地形地質等

・計画地盤高　　TP＋4.2m程度

2) 都市計画事項

・都市計画　　非線引

・用途地域　　工業地域

・防火地区　　法 22 条区域

・建ぺい率　　60%

・容積率 200%

(7) 計画対象人口

46,090 人（平成 24 年度）

(8) 計画ごみ質(稼動開始年度：平成 24 年度)

1) ごみの種類

可燃ごみ，資源化施設からの可燃残渣

稼動開始年度のごみ量及び割合

焼却対象物	平成 24 年度（推定）
可燃ごみ	10,140t/年
資源化施設からの可燃残渣	1,356t/年

合　　計	11,496t/年

2）計画ごみ質

組成		低質ごみ	基準ごみ	高質ごみ
三成分(%)	水分	52.52	44.20	35.89
	灰分	4.62	6.73	8.83
	可燃分	42.86	49.07	55.28
元素組成(%)	炭素	23.27	27.22	31.31
	水素	3.44	4.00	4.58
	窒素	0.58	0.55	0.49
	硫黄	0.01	0.01	0.01
	塩素	0.22	0.25	0.27
	酸素	15.34	17.04	18.62
単位体積重量 (kg/m³)		207	161	115
低位発熱量(kJ/kg)		6,900	9,300	11,700
低位発熱量(kcal/kg)		1,600	2,200	2,800

※：1cal=4.186J

（9）主要施設

設備名称	形　式	規　格	数量
プラットホーム	鉄骨 ALC 造り	幅 23m×奥行き 11m	1 式
ダンピングボックス	傾斜投入式	W2m×L2.5m×T0.6m	1 基
ごみピット	水密製鉄筋ｺﾝｸﾘｰﾄ造	780m³	1 式
ごみクレーン	ｸﾞﾗﾌﾞﾊﾞｹｯﾄ付き天井走行ｸﾚｰﾝ	油圧開閉式ﾌｫｰｸ形吊上げ加重 1.955ｔ	1 基
可燃性粗大ごみ破砕機	せん断式	5ｔ／5h	1 基
焼却炉	連続燃焼ｽﾄｰｶｰ炉	21.5ｔ／日	2 基
ガス冷却室	別置形水噴射式	自立円筒型鉄骨構造	2 基
脱塩装置	乾式法	12,770m³N/h	2 炉分

ろ過式じん塵器	ろ過式集じん式	14,300㎥N/ｈ	2基
温水発生器	フィンチューブ形	30ｔ／ｈ	1基
押込送風機	電動機直結ターボ形	135㎥／min	2基
誘引通風機	電動機直結ターボ形	440㎥／min	2基
白煙防止送風機	電動機直結ターボ形	400㎥／min	2基
煙　　突	鋼板製	35m	1基
灰冷却装置	湿式ﾌﾗｲﾄｺﾝﾍﾞﾔ	0.6ｔ／h	1基
落じん灰搬出装置	油圧駆動揺動式	0.2ｔ／ｈ	2基
灰　バ　ン　カ	鋼板製角形バンカ	4㎥	1基
処理物バンカ	鋼板製角形バンカ	4㎥	1基

（10）搬出入車輌

1）搬入車輌

・ごみ収集車　　1.2ｔ，2ｔ，4ｔ車

・直接搬入車　　乗用車等

・薬品・燃料等搬入車　　4ｔ車

2）搬出車輌

・灰搬出車両　　アームロール車　4ｔ車

・コンテナ　　アームロール車用コンテナ　7台

（11）給排水

1）給水

・飲料水・・・上水

・工業用水・・・工業用水

2）排水

・生活雑用水・・・公共下水道

・ごみピット汚水・・・簡易ろ過後、系内にて高温酸化処理（無法流）

・雨水及びプラント用雑用水・・・都市下水路へ放流

8． 業務範囲

業務範囲は次のとおりとする。

（1）各種設備機器の運転操作及び監視業務（建築付帯設備を含む）

（2）各種設備機器の点検等、設備維持管理業務（建築付帯設備を含む）

（3）焼却炉休止時の施設整備、清掃

（4）簡易な修理造作（概ね 1 件 100 万円未満）

（5）焼却灰のアームロール車用コンテナへの移し替え、車庫、倉庫管理

（6）破砕物の破砕作業

（7）見学者に対する案内、説明協力

（8）正門の開閉

（9）施設の保安と防火管理

（10）組合が支給する薬品等の受入及び消耗品、予備品、用具、工具の管理

（11）火災・災害発生時の初期対応と協力

（12）監督官庁及び関係機関への対応と協力

（13）労働安全衛生及び技術向上に関する各種会議等の参加

（14）その他、本施設の運営に関する関連事項及び業務

9． 委託移行前研修及び引継ぎ等

受託者は、組合と協議を行った後に、委託業務開始に際して業務に支障のないように、施設の試運転期間（約 90 日間）に実施される運転管理業務研修を必ず受講し、これに係る必要な人員を配置すること。

委託契約終了に際しては、新受託者に対して誠実に引継ぎを行うこと。

新受託者より引継ぎ協力の延長の依頼が有った場合は、誠実に協力すること。

第 2 節　一般事項

1． 基本事項

受託者は本施設の運転管理に当たり、組合が取組む循環型社会の構築において、ごみ焼却場が中間処理施設として減量化の役割を担っていること、また、地域住民、近隣市町村の理解の上で運営されていることを理解した上、以下の基本事項を遵守すること。

（1）ごみの適正処理

相馬市、新地町から搬入されるごみを常に滞ることなく適正に処理すること。

（2）環境の保全

二酸化炭素削減や環境への負荷の軽減と環境保全に配慮すること。

・公害防止の遵守

・省エネルギー対策の推進

（3）安全の確保

通常時における安全性を確保すると共に、天災や事故等においても、迅速な対応を行い二次災害の発生防止に努めること。

（4）経済性への配慮

本施設の運転管理に当たっては、常に効率的かつ経済的な運転を行えるよう努めること。

2． 官公庁等の指導の遵守

受託者は本施設の運転管理期間中、官公庁等の指導に従うこと。

3． 組合及び官公庁等への手続き

受託者は、本施設に係る官公庁等への手続きに協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を提出すること。

4． 組合及び官公庁等への報告

受託者は、本施設の運転管理に関して、組合及び官公庁等が報告、記録、資料提供等を要求する場合は速やかに対応すること。

なお、所轄官公庁からの報告、記録、資料提供等に係る対応については、組合の指示に従うこと。

5． 組合の検査等

受託者は、組合が受託者の運転や設備の点検等を含む運転管理全般に対するモニタリング等を実施する時、及び一般廃棄物処理施設に係る福島県知事の検査を受ける時は、これに全面的に協力し要求する資料等を速やかに提出すること。

6． 周辺での事業等への協力

受託者は、本委託業務地内及び周辺で相馬市、新地町及び関係団体が行う事業等に対し組合の要請に基づき協力すること。

7． 提出書類

受託者は、業務の着手に当たり次の内容を網羅した業務計画書を提出すること。

（1）組織表（現場管理、安全衛生管理）

（2）総括責任者選任届

（3）作業従事者名簿

（4）法定資格者名簿

（5）緊急時配備計画

（6）運転計画書

（7）年間作業計画書

上記提出書類に変更が生じたときは、直ちに変更届を提出すること。

8．各種マニュアル類の整備

受託者は、運転操作マニュアル、各種機器点検・整備マニュアル等について、必要に応じ新規作成または改定作成を行い組合の承諾を得ること。

また、その後も必要に応じて改定作成を適宜行っていくこと。

なお、新規作成または改定作成したマニュアルについては、その所有権は組合に帰属するものとする。

項　　目	作　成　者	備　考
運転操作マニュアル	組合	必要に応じ受託者改定
設備・機器点検マニュアル	組合	〃
安全作業マニュアル	受託者	所有権組合
緊急対応マニュアル	〃	〃
初期トラブル対応マニュアル	〃	〃
故障時対応マニュアル	〃	〃

9．運転教育計画

（1）安定した運転と施設の適正な管理を行うため、運転教育計画書を作成し業務従事者に各種マニュアルにも基づいた指導、教育、訓練等を実施すること。

10．　関係法令等の遵守

受託者は、次に示す関係法等を遵守すること。

◆関係法令等の例示

①法 令 等

・地方自治法

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律
・都市計画法
・建築基準法
・建設業法
・消防法
・下水道法
・水道法
・環境基本法
・ダイオキシン類対策特別措置法
・大気汚染防止法
・水質汚濁防止法
・騒音規制法
・振動規制法
・悪臭防止法
・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
・労働基準法
・労働安全衛生法
・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
・航空法
・電波法
・有線電気通信法
・電気事業法
・電気工事士法
・高圧ガス取締法
・計量法

第３節 公害防止関係

1. 排出ガス基準

排ガス基準は「大気汚染防止法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」規定された基準値を遵守するとともに、自主規制値を定めたものについてはこれを遵守すること。

項　　目	自主規制値
ばいじん量	0.04g/㎥N以下

硫黄酸化物	50ppm以下
塩化水素	100ppm以下
窒素酸化物	150pm以下
ダイオキシン類	0.1ng-TEQ/m³N以下

2. 粉じん基準を遵守すること

項　　目	溶出基準
集じん器排気口出口	0.1g/m³N以下

3. ばいじんに係る溶出基準

ばいじんに係る溶出基準は「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」（総理府令第5 号、昭和48 年2 月17 日）に規定された基準値を遵守すること。

項　　目	溶出基準
アルキル水銀化合物	検出されないこと
水銀又はその化合物	0.005mg/ℓ以下
カドミウム又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
鉛又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
六価クロム又はその化合物	1.5mg/ℓ以下
砒素又はその化合物	0.3mg/ℓ以下
セレン又はその化合物	0.3mg/ℓ以下

4. ダイオキシン類に係る処理基準

ばいじん及び焼却灰等については、「ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」規定された基準値を遵守すること。

項　　目	溶出基準
ばいじん及び焼却灰等	3ng-TEQ／g 以下

5. 騒音規制基準

本施設から発生する騒音については、敷地境界線において次の値以下とする。

(単位：dB)

昼　　間 7:00～19:00	朝　　夕 6:00～7:00 19:00～22:00	夜　　間 22:00～6:00
65　以下	60　以下	55　以下

6．振動規制基準

本施設から発生する振動については、敷地境界線において次の値以下とする。

(単位：dB)

昼　　間 7:00～19:00	夜　　間 19:00～7:00
65　以下	60　以下

7．悪臭基準

本施設から発生する悪臭については、下表の基準値以下とすること。

項　　目	基準値
敷地境界線の地表	臭気指数 18 以下
煙突排出口	臭気指数 38 以下

8．悪臭防止法

焼却場設置敷地の境界での悪臭規制値

項　　目	規制値(ppm)
アンモニア	5
メチルメルカプタン	0.01
硫化水素	0.2
硫化メチル	0.2
二硫化メチル	0.1
トリメチルアミン	0.07
アセトアルデヒド	0.5
プロピオンアルデヒド	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	0.08
イソブチルアルデヒド	0.2

ノルマルバレルアルデヒド	0.05
イソバレルアルデヒド	0.01
イソブタノール	20
酢酸エチル	20
メチルイソブチルケトン	6
トルエン	60
スチレン	2
キシレン	5
プロピオン酸	0.2
ノルマル酪酸	0.006
ノルマル吉草酸	0.004
イソ吉草酸	0.01

第４節 その他運営管理条件

1． 提出書類の変更

受託者より提出された書類において、要求水準書に適合しない箇所が発見された場合には、受託者の責任において要求水準書を満足させる変更を行い提出するものとする。

2． 費用負担区分

（1）業務遂行に要する保守点検用具、工作機械等の工具及び各種薬剤等の消耗品及び電気、ガス、水道、下水道使用料等の光熱水費は組合の負担とする。

（2）受託者は業務遂行に要する事務室、更衣室、休憩室等市の施設の一部を使用することができる。

（3）受託者が業務遂行中に機器、器具等を損傷または紛失させた場合、その責が受託者に帰する場合は、組合と協議のうえその費用を受託者が負担をするものとする。

（4）ダイオキシン類ばく露防止対策に要する保護具（送気マスク、空気呼吸器等含む）に係る費用については、受託者の負担とする。

（5）ダイオキシン類ばく露防止対策に要する血中ダイオキシン類濃度測定に係る費用については、受託者の負担とする。

（6）本施設施工業者が実施する事前運転管理研修に伴う費用については、委託料に含まれるものとし受託者の負担とする。

（7）委託契約終了時の新受託者からの引継ぎ協力延長に伴う費用については、新受託者と協議のうえ新受託者の負担とする。
（8）組合が所有する車両・重機については、無償で受託者が使用できるものとし、その維持管理費（燃料、任意保険料、検査・点検・整備費用、車検）も組合の負担とする。
なお、必要に応じ受託者が車両等を持ち込む場合は、組合の承諾を受けること。

第２章 運転・維持管理体制

第１節 組織計画

受託者は、本委託にかかる業務実施体制について、業務開始前までに組織計画を作成し報告すること。
(1)受託者は、当該施設の運転管理を適切に行なうための人員配置を行なうこと。
(2)受託者は本委託を行うに当たり必要な有資格者を配置すること。
有資格者の住所、氏名、年齢、職名、学歴（学科等含む）、各種資格証明書（写し）、業務経歴書等記載した選任届けを提出し承認を受けること。
(3)次表に主な資格の種類を示す。

なお、関係法令、所轄官庁の指導を遵守する範囲において、有資格者及び人員の兼務を可能とする。
（4）作業従事者の必要数
本施設の運転管理を行うに当り作業に従事する人数の制限は行いものとする。

◆資格要員一覧表

要　員	主な資格内容
総括責任者	現場の最高責任者として、常に施設の運転・管理等の状況を把握し業務全般にわたる管理に専念し、当該業務に対し十分な知識を有し、業務管理及び労務管理等を円滑に遂行できる者で、本施設と同等規模以上の一般廃棄物処理施設においての運転管理業務の実務経験または、同等規模以上の焼却炉の建設工事、補修工事に従事した累計実務経験が８年以上の者で、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有する者。 安全衛生推進者に選任可能な者。
副総括責任	総括責任者の補佐の任にあたる能力を有し、且つ、専門技術を

者	持って技術的業務に従事でき、施設の安全連続運転、維持管理において的確な判断・指示を与えられる者で、本施設と同等規模以上の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）においての運転管理に従事した累計実務経験が５年以上の者。
班長を含む運転管理員	各班は、電気の知識を有する者及び機械の知識を有する者ならびにクレーン運転の資格者その他各種資格者等で構成する。 各班には責任者として実務経験、業務知識を有し班を統括できる班長を定める。 班長は本施設と同等規模以上の一般廃棄物処理施設（ストーカ炉）においての運転管理に従事した累計実務経験が３年以上の者。 運転管理員は、電気の知識を有する者及び機械の知識を有する者で、学校教育法に基づく高等学校以上においてこれらの科目を修め卒業した者、または、組合がこれに相当する技術を有すると認めた者。
業務に必要な資格	廃棄物処理施設技術管理者 第１種電気工事士 乙種第４類危険物取扱者 特定化学物質等作業主任者 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ガス溶接技能講習修了者 床上操作式クレーン運転技能者講習終了者 アーク溶接等特別教育講習終了者 フォークリフト運転技能講習終了者 ダイオキシン類業務に係る作業指揮者 第1種圧力容器取扱作業主任者 車両建設機械（整地・運搬・積込・掘削）運転技能講習修了者 防火管理者 その他運転管理に必要な資格

※法定の選任届けが必要なものについては、組合と受託者協議のうえ選任するものとする。

第２節 労働安全衛生体制

受託者は、労働安全衛生法を遵守し、労働災害防止に必要な措置を講ずるため、

以下により計画的な対策を推進すること。

1． 安全作業計画

（1）受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者の安全と健康を確保するために、本委託に必要な管理者、組織等を整備すること。

（2）受託者は、整備した安全衛生管理体制について組合に提出、報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に提出、報告すること。

（3）受託者は、安全作業マニュアル及び安全作業計画書を作成・提出し、組合の承諾を得ること。　※評価（1）

法改正等により安全作業計画を変更する場合は、組合と協議すること。

（4）受託者は、安全作業計画の遵守状況について組合に報告、提出すること。

（5）受託者は、作業に必要な保護具、測定器具を整備し従事者に使用させること。

また、保護具、測定器具等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。

（6）受託者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従事者に対して健康診断を実施し、従事者の健康把握に努めること。

（7）受託者は、従事者に対して定期的に安全衛生教育を行うこと。

（8）受託者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。

なお、訓練の開催については、事前に組合に連絡し訓練実施後は報告書を提出するとともに、組合の参加についても協議すること。

（9）受託者は、当該施設内の整理整頓及び清潔の保持に努め、作業環境を常に良好に保つこと。

2． ダイオキシン類ばく露防止対策

受託者は、「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に則したダイオキシン類ばく露防止対策を講じること。

（1） 特別教育

受託者は、従業員に対して労働安全衛生規則第５９２条の７及び特別教育規程に定める特別教育を行うこと。

（2）作業指揮者の選任

受託者は、労働安全衛生規則第５９２条の６に定めるところにより、化学物質についての知識を有する者等の中から作業指揮者を選任し作業を指揮させること。

（3）保護具

受託者は、作業内容、作業環境により適切な保護具を選定し、従業員に使用させること。

保護具の日常の保守点検を適切に行うこと。

（4）健康管理

受託者は、労働安全衛生上の観点から、班長を含む設備維持管理員に対して、委託期間中（３年間）に１回以上血中ダイオキシン類濃度測定を行うことが望ましい。

また、必要に応じて他の従業員に対しても血中ダイオキシン類濃度測定を行うことが望ましい。

（5）設備の利用

受託者は､ダイオキシン類ばく露防止対策として清掃工場内のエアーシャワー、浴室、洗濯乾燥室、休憩室等を利用することができる。

第３節 施設管理体制

1． 防火管理体制

（1）受託者は、消防法・建築基準法等関係法令に基づき、本施設の防火上必要な組織等を整備し管理者を設置すること。

（2）受託者は、整備した防火管理体制について組合に提出・報告すること。
なお、体制を変更した場合は速やかに組合に提出、報告すること。

（3）受託者は、日常点検、定期点検整備等の実施において、防火管理上、必要がある場合は、組合と協議のうえ、改善を行うこと。

2． 施設警備・防犯体制

（1）受託者は、本施設等の施設警備・防犯体制を整備すること。

（2）受託者は､整備した施設警備･防犯体制について組合に提出､報告すること。
なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に提出、報告すること。

（3）受託者は、本施設内警備を実施し見学者等の安全を確保すること。

（4）受託者は、必要に応じて来訪者の対応を行うこと。

第４節 市民・見学者対応への協力

1． 市・町民対応

受託者は、相馬市、新地町の要請がある時は、組合とともに市・町民及び周辺住民に対して、本施設の運転状況の説明を行いなどの協力を行うこと。

2． 見学者対応

本施設の見学を希望する者の予約受付、日程調整等は組合が行うものとし、受

託者は、施設見学者の案内、説明等の対応協力を行うこと。

第５節 帳簿・書類等の管理

1． 帳票類の管理

受託者は、本委託に伴う各組織の管理運営に必要な帳票類を整備すること。
なお、組合が報告、提出を求めた場合は速やかに提出すること。

2． 調査票の回答

受託者は、本施設への調査依頼があった場合は、調査票の作成等、組合の指示に基づき対応すること。

第６節 その他事項

（1）受託者は、業務前日までに勤務予定者を組合に連絡すること。
(2) 受託者の業務範囲は、契約書に基づく委託事項に関する範囲内の業務とする。ただし、契約書に明記されていない事項であっても業務遂行上必要と認められることは、組合と受託者で協議のうえ実施すること。
（3）組合は、業務遂行にあたり不適切と認められる者については、組合と受託者で協議のうえ交替させることができる。

第３章 運転管理業務

受託者は、本施設の各設備を適切に運転し、搬入される一般廃棄物を関係法令、公害防止基準等を遵守し受託者の責任により適切に処理処分すると共に、経済的な運転に努めること。

1． 運転操作及び監視業務

（1）運転管理員の職務

ア クレーン操作によるごみ投入

イ 燃焼管理

ウ 各種設備の運転管理

エ 日常点検

（2）休炉期間中の業務

休炉期間中の業務内容は、組合と協議のうえ決定するものとする。

2． 運転管理体制

（1）受託者は、本施設の運転等を適切に実施するために、運転管理体制を整備すること。

（2）受託者は、整備した運転管理体制について組合に報告･提出し、組合の承諾を得ること。

（3）受託者は、運転管理体制を変更した場合は速やかに組合に報告、提出し、組合の承諾を得ること。

3． 運転管理マニュアル

（1）受託者は、本施設の運転操作に関し、組合が操作手順、方法について取扱説明書に基づいて作成化した運転管理マニュアルに基づいた運転を実施すること。

（2）受託者は、施設の運転状況にあわせ、運転管理マニュアルを改定し、組合の承諾を得て提出すること。

※評価（2）

4．運転計画書

受託者は、組合の提示する年間処理計画、年間・月間運転計画に基づき、以下の作業計画書等を作成し承諾を受け実施すること。

ア 週間及び毎日の運転計画

イ 定期点検実施計画

ウ 潤滑油交換補給実施計画

エ 破砕機等運転計画

オ 焼却灰処理計画（アームロール車コンテナ積込み、車庫収納）

5． 運転業務報告

受託者は、運転日誌、各種運転日報、月報、年報、各種点検記録、故障不調報告書、消耗品・予備品・工具等の台帳、設備台帳、作業報告書、勤務報告書等を組合に提出、報告すること。

6． 適正処理

（1）受託者は、関係法令、施設の公害防止条件等を遵守し、搬入された一般廃棄物を適正に処理すること。

特にダイオキシン類の排出抑制に努めた処理を行うこと。

（2）受託者は、施設より排出される焼却残さ等が関係法令、公害防止条件等を満たすように適正に処理すること。

第４章 維持管理業務

1. 業務対象設備

受託者が設備維持管理する主な設備は次のとおりとする。

ア 受入れ供給設備（クレーン等含む）
イ 焼却設備
ウ 燃焼ガス冷却設備
エ 排ガス除去設備
オ 余熱利用設備（熱交換器）
カ 通風設備
キ 灰出し設備
ク 給水設備
ケ 排水処理設備
コ 破砕設備
サ 受変電設備
シ 計装設備
ス 建築付帯設備
セ 雑設備

2. 点検・整備

受託者は、各種設備機器の日常及び定期の点検整備を行い常に機器の性能が保てるよう維持管理すること。

（1）受託者は、点検および検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施できるように設備・機器点検マニュアル及び 点検計画書 を策定すること。

※評価（3）

（2）受託者は、各種設備について日常巡視点検、日常清掃業務、休炉時の施設整備、清掃、簡易な修理造作等を行い、設備の維持管理に努める。

（3）保守点検整備は、取扱説明書及び点検要領書ならびに関係図書等によること。

（4）受託者は、日常の点検、整備結果は記録簿としてまとめ組合に報告すること。

（5）受託者は、各種機器の点検整備をごみ焼却炉取扱説明書（機械設備、電気・計装制御設備、建築設備関係、安全関係）等の関係書類に則して行うこと。

トラブルが発生した場合は速やかにその状況を組合に報告し解消に努めること。

3． 修理・造作

受託者は、点検・整備等で発見した不良箇所及び毀損箇所のうち、備え付け工具及び予備品等を用いて現場で修理可能なものについては、組合と協議し承諾を受け修理造作すること。

ただし、緊急を要する場合は応急処置を施すこと。現場で修理不能なものについては、故障・不調報告書を提出すること。

4． 補修計画への提案

点検・整備の結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画に関する提案書を提出し、組合と協議すること。

5． 設備改善

受託者は、設備改善を行う必要があると判断した場合は、設備改善に関する計画を提案し組合と協議すること。

6． 補修履歴等の記録

本施設の稼働状況、点検項目、補修、修繕等に関する履歴を記録・管理するためのソフトウェアを整備し、施設機能等の確認を行うこと。

7． 建築物の機能維持

本施設建築物及び建築設備の機能を委託期間に渡り維持すること。

8． 施設の保全

受託者は、施設の照明・採光設備、給排水衛生設備、空調設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行うこと。特に、見学者等第三者が立ち入る箇所については、適切に点検、修理、交換等を行うこと。

9． 建築物の点検管理

（1）受託者は本施設建築物及び建築設備の管理として点検作業等を行うこと。

（2）清掃工場建築物の美観が損なわれることのないよう常に良好な状態を維持すること。

10． 施設内清掃

受託者は、敷地内（事務所等の建物は除く）の清掃計画を作成し、施設内を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

第5章　初期トラブル及び故障時対応業務

1．初期トラブル対応マニュアル

（1）本施設は平成24年12月1日供用開始の新しいごみ焼却施設であり、約3ヶ月間の性能試験を含めた試運転を実施するものの、安定した運転が確立されるまで、ヒューマンエラーも含めた初期トラブルが想定される。

プラント施工業者3年間の瑕疵期間も考慮した、初期トラブル対応マニュアルを作成し組合に提出するものとする。　※評価（4）

（2）受託者は、トラブルの重要性、緊急性等を十分考慮して対応に当たること

2．故障時対応マニュアル

（1）故障が発生した場合の連絡体制、確認手順、復旧手順等故障時の作業手順示した、故障時対応マニュアルを作成し組合に提出するものとする。

※評価（5）

（2）受託者は、故障の原因、再発防止策等を検討して組合に報告するものとする

第6章 防災管理業務

1．緊急対応マニュアル

（1）受託者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧等を緊急対応マニュアルを作成し適切な対応を行うこと。

なお、受託者は、緊急対応マニュアルについて、必要に応じて随時改善し、組合に報告、提出すること。

（2）受託者は、平常時及び緊急時の組合等への連絡体制を整備し、提出、報告すること。

なお、体制を変更した場合も、速やかに市に提出、報告すること。

2．自主防災組織の整備

受託者は、台風、大雨、津波等の警報発令時及び、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を設置するとともに、組合、警察、消防等への緊急連絡体制を整備し、速やかに組合に報告・提出すること。

なお、体制を変更した場合においても、速やかに組合に報告、提出すること

3． 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、訓練等の結果については速やかに組合へ報告書を提出すること。

4． 事故報告書の作成

受託者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告すること。

報告後､速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し､組合に提出すること。

5． 二次災害の防止

受託者は、天災、事故、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させる等、二次災害の防止に努めること。